

第 14 次労働災害防止計画

令和 5 年 3 月
石川労働局

< 目次 >

内容

はじめに	4
1 計画のねらい.....	4
(1) 計画が目指す社会.....	4
(2) 計画期間.....	5
(3) 計画の目標.....	5
ア アウトプット指標.....	5
イ アウトカム指標	7
(4) 計画の評価と見直し.....	8
2 安全衛生を取り巻く現状と施策の方向性.....	10
(1) 第13次防期間中の数値目標達成状況等について.....	10
(2) 県内における労働災害発生状況及び年齢別、業種別、災害種類別の労働災害発生 件数の推移等	10
ア 県内の労働災害発生状況（全体）	10
イ 年齢別労働災害発生件数の推移	12
ウ 業種別労働災害発生件数の推移	14
エ 災害の種類別労働災害構成比	14
(3) 業種別目標の状況（新型コロナウイルス感染症を含む）	16
ア 建設業	17
イ 製造業	18
ウ 道路貨物運送事業.....	19
エ 第三次産業.....	20
(4) 社会背景等を踏まえた業種横断的な観点からの労働災害防止対策の推進.....	21
ア 高年齢労働者対策.....	21
イ 転倒災害防止対策.....	22
ウ 腰痛対策.....	23
(5) 熱中症予防対策	24
(6) メンタルヘルス対策等の労働者の健康確保対策の推進	24
(7) 化学物質による健康障害防止対策.....	25
3 計画の重点事項.....	26
4. 重点事項ごとの具体的取組	26
(1) 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発.....	26
ア 安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価される環境整備	26

イ 災害情報の分析機能の強化及び分析結果の効果的な周知.....	27
ウ 労働安全衛生における DX の推進.....	27
(2) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進	28
(3) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進.....	29
(4) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進	29
(5) 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進.....	30
(6) 業種別の労働災害防止対策の推進.....	30
ア 陸上貨物運送事業対策	30
イ 建設業対策.....	31
ウ 製造業対策.....	32
エ 林業対策	32
(7) 労働者の健康確保対策の推進	33
ア メンタルヘルス対策.....	33
イ 過重労働対策.....	34
ウ 産業保健活動の推進.....	34
(8) 化学物質等による健康障害防止対策の推進.....	35
ア 化学物質による健康障害防止対策.....	35
イ 石綿、粉じんによる健康障害防止対策	36
ウ 熱中症、騒音による健康障害防止対策	37
エ 電離放射線による健康障害防止対策.....	37

はじめに

労働災害防止計画は、戦後の高度成長期における産業災害や職業性疾病の急増を踏まえ、1958年に第1次の計画が策定されたものであり、その後、社会経済の情勢や技術革新、働き方の変化等に対応しながら、これまで13次にわたり策定してきた。

この間、産業災害や職業性疾病の防止に取り組む国、事業者、労働者等の関係者が協働して安全衛生活動を推進する際の実施事項や目標等を示して取組を促進することにより、我が国の労働現場における安全衛生の水準は大幅に改善した。

しかしながら、近年の状況を見ると、労働災害による死亡者の数（以下「死亡者数」という。）こそ減少しているものの、いまだその水準は低いとはいえ、労働災害による休業4日以上死傷者の数（以下「死傷者数」という。）に至っては、ここ数年増加傾向にある。また、50歳以上の高年齢労働者の労働災害が増加しているほか、中小事業場の労働災害の発生が多数を占めており、中小事業場を中心に安全衛生対策の取組促進が不可欠な状況にある。

職場における労働者の健康保持増進に関する課題については、メンタルヘルスや過重労働への対応、労働者の高年齢化や女性の就業率の増加に伴う健康課題への対応、治療と仕事の両立支援、コロナ禍におけるテレワークの拡大や化学物質の自律管理への対応など多様化しており、現場のニーズの変化に対応した産業保健体制や活動の見直しが必要となっている。

さらに、第13次労働災害防止計画（以下「第13次防」。）という期間中（2018年度～2022年度）、化学物質による重篤な健康障害の防止や石綿使用建築物の解体等工事への対策の着実な実施が必要となっている。

このような状況から、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全で健康に働くことができる職場環境の実現に向け、厚生労働省（以下「本省」という。）が示す「第14次労働災害防止計画」（以下「本省第14次防」という。）を踏まえ、2023年度を初年度として5年間にわたり石川労働局（以下「局」という。）、事業者、労働者等の関係者が目指す目標や重点的に取り組むべき事項を定めた「石川労働局第14次労働災害防止計画」（以下「石川局第14次防」という。）を、ここに策定する。

1 計画のねらい

（1）計画が目指す社会

誰もが安全で健康に働くためには、労働者の安全衛生対策の責務を負う事業者や注文者のほか、労働者等の関係者が安全衛生対策について、自身の責任を認識し、真摯に取り組むことが重要である。また、消費者・サービス利用者においても、事業者が行う安全衛生対策の必要性や、事業者から提供されるサービスに安全衛生対策に要する経費が含まれることへの理解が求められる。

これらの安全衛生対策は、ウィズ・コロナ、ポスト・コロナ社会も見据えつつ、DX（デジタルトランスフォーメーション）の進展も踏まえ、労働者の理解・協力を得つ

つ、プライバシー等の配慮やその有用性を評価しつつ、ウェアラブル端末、VR（バーチャル・リアリティ）やAI等の活用を図る等、就業形態の変化はもとより、価値観の多様化に対応するものでなければならない。

また、労働者の安全衛生対策は事業者の責務であることが前提であるが、更に「費用としての人件費から、資産としての人的投資」への変革の促進が掲げられ、事業者の経営戦略の観点からもその重要性が増している。労働者の安全衛生対策が人材確保の観点からもプラスになることが知られ始めている。こうした中で、労働者の安全衛生対策に積極的に取り組む事業者が社会的に評価される環境を醸成し、安全と健康の確保の更なる促進を図ることが望まれる。

更に、とりわけ中小事業者等も含め、事業場の規模、雇用形態や年齢等によらず、どのような働き方においても、労働者の安全と健康が確保されていることを前提として、多様な形態で働く一人一人が潜在力を十分に発揮できる社会を実現しなければならない。

(参考) SDGs (持続可能な開発目標) 8.8 Protect labour rights and promote safe and secure working environments for all workers, including migrant workers, in particular women migrants, and those in precarious employment. (移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、すべての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。)

(2) 計画期間

2023年度から2027年度までの5か年を計画期間とする。

(3) 計画の目標

局、事業者、労働者等の関係者が一体となって、一人の被災者も出さないという基本理念の実現に向け、以下の各指標を定め、計画期間内に達成することを目指す。

ア アウトプット指標

本計画においては、後述する計画の重点事項の取組の成果として、労働者の協力の下、事業者において実施される次の事項をアウトプット指標として定め、局は、その達成を目指し、本計画の進捗状況の把握のための指標として取り扱う。

なお、石川局第14次防計画期間の初年度において、石川県内の指標に係る割合を確認した結果、本省第14次防の割合を上回っている場合又は下回っている場合でその差が10%以内の場合は、石川局第14次防のアウトプット指標は2027年度までに初年度の割合から10%以上の増加を目指すこととする。

※「アウトプット」とは、取り組むことにより生み出された結果をいう。

(ア) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- ・転倒災害対策（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とする。
- ・卸売業・小売業／医療・福祉の事業場における正社員以外への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。

- ・介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を 2023 年と比較して 2027 年までに増加させる。

(イ) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

- ・「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(令和 2 年 3 月 16 日付け基安発 0316 第 1 号。以下「エイジフレンドリーガイドライン」という。)に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組(安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等)を実施する事業場の割合を 2027 年までに 50%以上とする。

(ウ) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

- ・母国語に翻訳された教材、視聴覚教材を用いるなど外国人労働者に分かりやすい方法で災害防止の教育を行っている事業場の割合を 2027 年までに 50%以上とする。

(エ) 業種別の労働災害防止対策の推進

- ・「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」(平成 25 年 3 月 25 日付け基発 0325 第 1 号。以下「荷役作業における安全ガイドライン」という。)に基づく措置を実施する陸上貨物運送業等の事業場(荷主となる事業場を含む。)の割合を 2027 年までに 45%以上とする。
- ・墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を 2027 年までに 85%以上とする。
- ・機械による「はさまれ巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を 2027 年までに 60%以上とする。
- ・「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」(令和 2 年 1 月 31 日付け基発 0131 号第 3 号)に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を 2027 年までに 50%以上とする。

(オ) 労働者の健康確保対策の推進

- ・企業における年次有給休暇の取得率を 2025 年までに 70%以上とする。
- ・勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を 2025 年までに 15%以上とする。
- ・メンタルヘルス対策に取り組む事業者の割合を 2027 年までに 80%以上とする。
- ・50 人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を 2027 年までに 50%以上とする。
- ・必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を 2027 年までに 80%以上とする。

(カ) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

- ・労働安全衛生法第 57 条及び第 57 条の 2 に基づくラベル表示・安全データシート(以下「SDS」という。)の交付の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示、SDS の交付を行っている事業場の割合を 2025 年までに 80%以上とする。

- ・労働安全衛生法第 57 条の 3 に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を 2025 年までに 80%以上とするとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を 2027 年までに 80%以上とする。
- ・熱中症災害防止のために暑さ指数を把握している事業場の割合を 2023 年と比較して 2027 年までに増加させる。

イ アウトカム指標

事業者がアウトプット指標に定める事項を実施した結果として期待される事項をアウトカム指標として定め、計画に定める実施事項の効果検証を行うための指標として取り扱う。

なお、アウトカム指標に掲げる数値は、石川局第 14 次防策定時において一定の仮定、推定及び期待のもと試算により算出した目安であり、石川局第 14 次防の期間中は、従来のように単にその数値比較をして、その達成状況のみを評価するのではなく、当該仮定、推定及び期待が正しいかも含めアウトプット指標として掲げる事業者の取組がアウトカムに繋がっているかどうかを検証する。

※「アウトカム」とは、取り組むことにより生み出された結果（アウトプット）がもたらす便益や変化をいう。

(ア) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- ・転倒の死傷年千人率を 2022 年と比較して 2027 年までに 5 %以上減少させる。
- ・転倒による平均休業見込日数を 2027 年までに 30 日以下とする。
- ・増加傾向にある社会福祉施設における腰痛の死傷年千人率を 2022 年と比較して 2027 年までに減少させる。

(イ) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

- ・増加傾向にある 60 歳代以上の死傷年千人率を 2022 年と比較して 2027 年までに男女ともその増加に歯止めをかける。

(ウ) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

- ・外国人労働者の死傷年千人率を 2022 年と比較して 2027 年までに 5 %以上減少させる。

(エ) 業種別の労働災害防止対策の推進

- ・陸上貨物運送事業の死傷者数を 2022 年と比較して 2027 年までに 5 %以上減少させる。
- ・建設業の死傷者数を 2022 年と比較して 2027 年までに 5 %以上減少させる。

- ・製造業における機械によるはさまれ・巻き込まれの死傷者数を 2022 年と比較して 2027 年までに 5 %以上減少させる。
- ・小売業における死傷者数を 2022 年と比較して 2027 年までに 5 %以上減少させる。
- ・社会福祉施設における死傷者数を 2022 年と比較して 2027 年までに 5 %以上減少させる。

なお、上記の死傷者数は、新型コロナウイルス感染症によるり患者数を除く。

(オ) 労働者の健康確保対策の推進

- ・週労働時間 40 時間以上である雇用者のうち、週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合を 2025 年までに 5 %以下とする。
- ・自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を 2027 年までに 50%未満とする。

(カ) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

- ・化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）の件数を 2018 年から 2022 年までの 5 年間の合計値と比較して、2023 年から 2027 年までの 5 年間の合計値を 5 %以上減少させる。
- ・増加が見込まれる熱中症による療養者数の増加率*を第 13 次防期間の増加率と比較して減少させる。

※当期計画期間中の総数を前期の同計画期間中の総数で除したもの

上記のアウトカム指標の達成を目指し、併せて労働災害全体として以下のとおりアウトカム指標の達成を目指す。

- ・死亡災害については、第 13 次防期間中（2018 年～2022 年）と比較して、石川局第 14 次防期間中（2023 年～2027 年）の合計値の 15 %以上減少させる。
- ・死傷災害については、第 13 次防期間中（2018 年～2022 年）の一番少ない年と比較して、2027 年までに 5 %以上減少させる。

なお、上記の死傷者数及び死亡者数は、新型コロナウイルス感染症によるり患者数を除く。

(4) 計画の評価と見直し

石川局第 14 次防に基づく取組が着実に実施されるよう、中間年において、石川局第 14 次防の実施状況の確認及び評価を行い、石川地方労働審議会（以下「本審」という。）労働災害防止部会の審議を経て、本審に報告する。また、必要に応じ、石川局第 14 次防を見直す。

石川局第 14 次防の評価に当たっては、それぞれのアウトプット指標について、石川局第 14 次防に基づく実施事項がどの程度アウトプット指標の達成に寄与しているのか、ま

た、アウトプット指標として定める事業者の取組が、どの程度アウトカム指標の達成に寄与しているかなどの評価も行うこととする。

2 安全衛生を取り巻く現状と施策の方向性

(1) 第13次防期間中の数値目標達成状況等について

第13次防の目標に対する結果は表1のとおりで、目標達成とはならなかった。

死亡災害については、第13次防期間中は、2019年、2021年、2022年で単年目標の9人以下を達成することができ、2021年に過去最少の7件となり、2022年は1件増の8件となった。

2018年は、製造業と建設業の死亡災害が3人ずつとなった影響で死亡災害は15人となり、令和元年、令和3年及び令和4年で一桁の発生となったが、第13次防期間中での目標達成とはならなかった。

死傷災害については、2018年に前年比で増加したものの、2019年は前年比で7.6%と大きく減少し、2020年は対前年比3人の微増、2021年は新型コロナウイルス感染症の影響が出始め対前年比17.2%の大幅な増加に転じ、2022年12月末速報値は労働災害での新型コロナウイルス感染症978人を含む2,094人と対前年比で66.1%の大幅な増加に転じ、目標達成とはならなかった。

表1 《第13次労働災害防止計画の結果》

※ (いずれも単位は(人) 以下同じ)

	12次防	目標値	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年	増減
	計画		2018	2019	2020	2021	2022	
死傷災害	987 (2016)	937 (-5%)	1,250	1,155	1,158	1,357	2,094 (速報値)	+112%
除コロナ			1,250	1,155	1,105	1,203	1,116	
(2016比)			+27%	+17%	+17%	+37%	+112%	
死亡災害	計54	計45	15	8	10	7	8	-11%

※参考：死亡災害を12次防、13次防期間中の5年合計値の増減

第12次防期間中(2013~2017): 54 ⇒ 第13次防期間中(2018~2022): 48 (-11%)

※出展：労働者死傷病報告 2022年は12月末現在の速報値 (以下同じ)

さらに業種別等で立てた詳細な目標等については、後述の高年齢労働者の増加や、2021年、2022年の新型コロナウイルス感染症を含む労働災害発生等もあり、多くの項目で目標達成ができなかった。

(2) 県内における労働災害発生状況及び年齢別、業種別、災害種類別の労働災害発生件数の推移等

ア 県内の労働災害発生状況(全体)

(ア) 死亡災害の状況

死亡災害は過去10年では、10人前後で推移を続けており、災防計画期間別では第12次防：54人から第13次防：48人と減少しているが、大きくは減少していない（表2）。

業種別で2013年からの合計値で見ると、主要業種では、建設業（30.4%）、製造業（14.7%）、運輸交通業（10.8%）、小売業（3.9%）の順となっている。

特に建設業、製造業においては、死亡には至らなくても、障害が残るなど、重篤な労働災害の発生割合が依然として高く、引き続き重点的に災害防止対策を進める必要がある。

表2 《過去10年間の業種別死亡災害発生件数の推移》

	12次防期間合計					13次防止期間合計					合計
	54					48					
暦年	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	
合計	8	15	10	9	12	15	8	10	7	8	102
製造	1	2	0	2	2	4	0	2	0	2	15
建設	1	6	2	2	7	3	3	2	3	2	31
運交	2	1	2	1	0	2	0	1	0	2	11
他※	0	1	2	0	1	1	1	0	2	1	9
三次計※	4	5	4	4	2	5	4	5	2	1	36
小売	0	1	1	0	2	0	0	0	0	0	4
社福	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
飲食	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2

※他：製造業、建設業、運輸交通業以外の工業的業種。

合計9件の内訳は、鉱業2人、農林業6人、畜産・水産業1人。

※三次計：第三次産業の合計で、小売業、社会福祉施設、飲食業を含む。

三次産業で主要3業種以外は、合計36人のうち、清掃・と畜業3人、卸売業3人、旅館業3人など。

（イ）死傷災害の状況

2022年における休業4日以上死傷者数（12月末速報値）は2,094人と、前年同期と比較して+833人、+66.1%と大幅に増加した。

2021年比では、製造業、建設業、運輸交通業等の主要な工業的業種での増減はほぼないが、新型コロナウイルス感染症の大幅な増加が全体の増加につながっている。

第13次防計画期間全体で見ると、運輸交通業で第12次防期間からの大幅な増加が目立ち、第三次産業全体や、その中の小売業、社会福祉施設、飲食店も増加の状況となっており、引き続き、各業種の態様や業界団体の状況等に応じた積極的な労働災害防止対策が必要であると考えられる。

イ 年齢別労働災害発生件数の推移

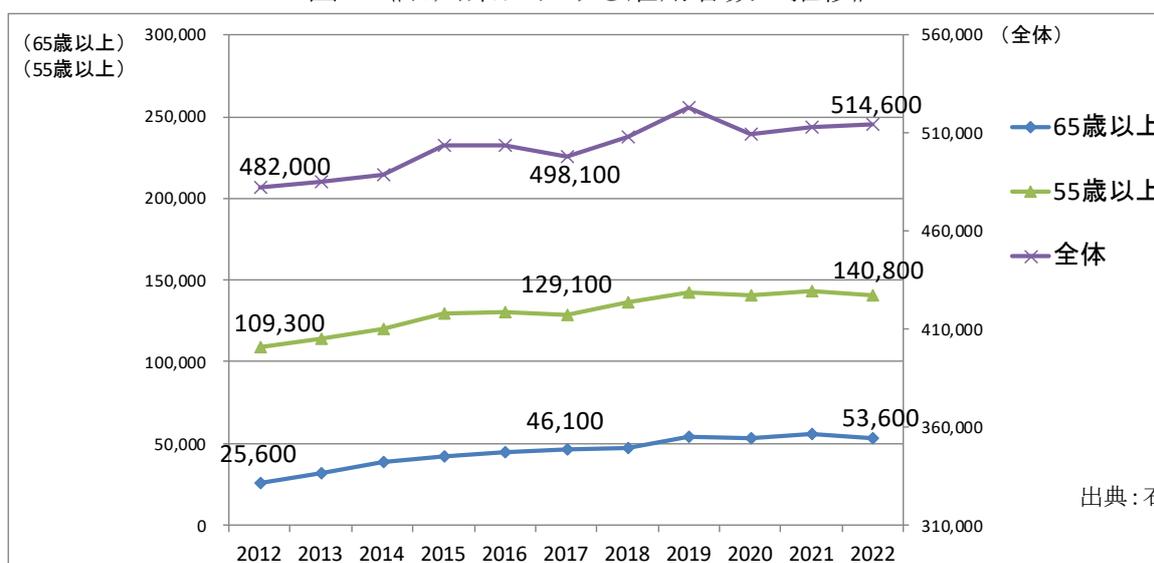
(ア) 県内の雇用者数の推移

直近の雇用者数の推移（図1）を見てみると、全年齢層では、2012年には482,000人だったのが、2022年には514,600人となり、年々増加している。

また、65歳以上の雇用者数は、2012年には25,600人だったものが、2022年には53,600人となり、約10年で、28,000人増加し、2.1倍にもなっている。

2022年の構成比では、65歳以上の雇用者数は約1割、55歳以上の雇用者数は約3割にものぼり、10年間の増加幅でみると、55歳以上の雇用者の増加数が全体の増加数とほぼ同じである。

図1 《石川県における雇用者数の推移》



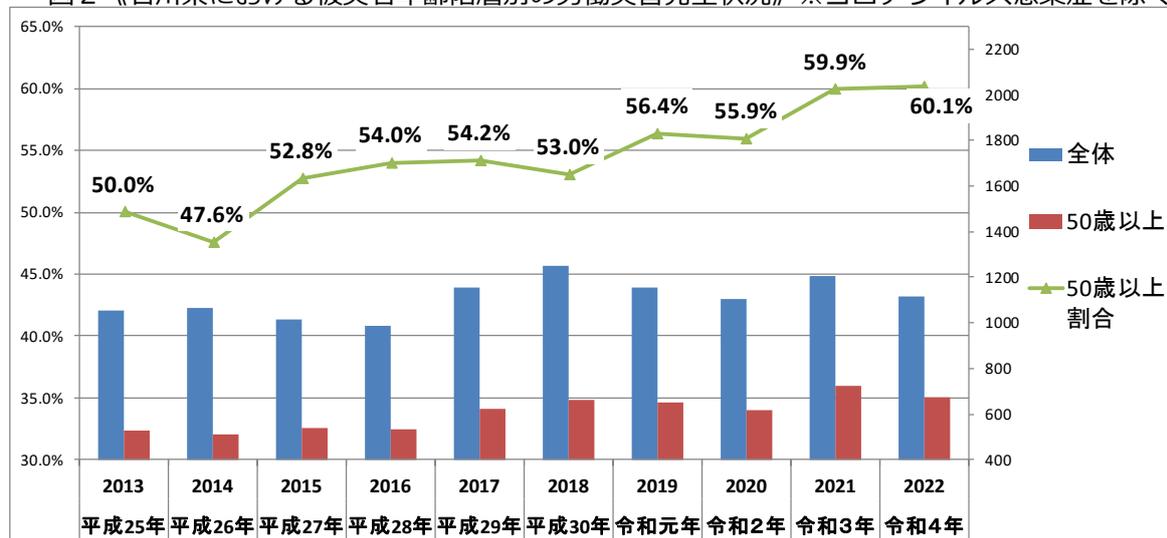
出典：石川県労働力調査

(イ) 年齢別労働災害発生件数と全体に占める割合の推移

その一方で、労働災害発生件数を、被災者の年齢階層別（図2）に見てみると、ここ10年で、50歳以上の被災者数は600人以上と増加傾向にあり、労働災害発生件数全体が横ばいであることから、全体に占める50歳以上の被災者の割合は年々増加している。

2022年を2013年と比較すると10年で10.1ポイントも上昇しており、2022年においては、6割に近くになってきていることがわかる。

図2 《石川県における被災者年齢階層別の労働災害発生状況》※コロナウイルス感染症を除く



(ア) にもあるように、今後も県内の高年齢労働者数（雇用者数）は増加していくものと思われることから、ボリューム、増加幅ともに大きい高年齢労働者について、基礎体力の低下、基礎疾患の保有等、高年齢労働者特有の状況を踏まえつつ、労働災害防止対策を強化していく必要がある。

(ウ) 外国人労働者の労働災害発生状況

石川県において、第13次防期間中に発生した外国人労働者の労働災害を見ると、「はさまれ・巻き込まれ災害」が28.9%、「飛来落下災害」が14.5%、「墜落・転落災害」と「切れ・こすれ災害」が10.5%となっている。この状況から、機械設備の操作方法、作業場所での注意点などの作業手順が、外国人労働者に十分伝わっていない可能性が推測され、外国人労働者への確にわかりやすく安全衛生教育を行う必要があると考える。

表3 《外国人労働者の労働災害の状況 災害の種類別発生状況（平成30年～令和4年12月末）

	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年	計	占める割合
墜落・転落	3	1	2		2	8	10.5%
転倒	3	1	1			5	6.6%
飛来落下	4		3	2	2	11	14.5%
崩壊倒壊		2		1		3	3.9%
激突され	1			1	2	4	5.3%
はさまれ・巻き込まれ	8	6	2	2	4	22	28.9%
切れ・こすれ	3	3	2			8	10.5%
高温・低温との接触	1					1	1.3%
動作の反動・無理な動作		2	1	2	2	7	9.2%
新型コロナウイルス感染症関連				1	6	7	9.2%
計	23	15	11	9	18	76	

※各年に発生した外国人労働者の労働災害を計上しており、統計締切日以降に把握した災害も含まれている

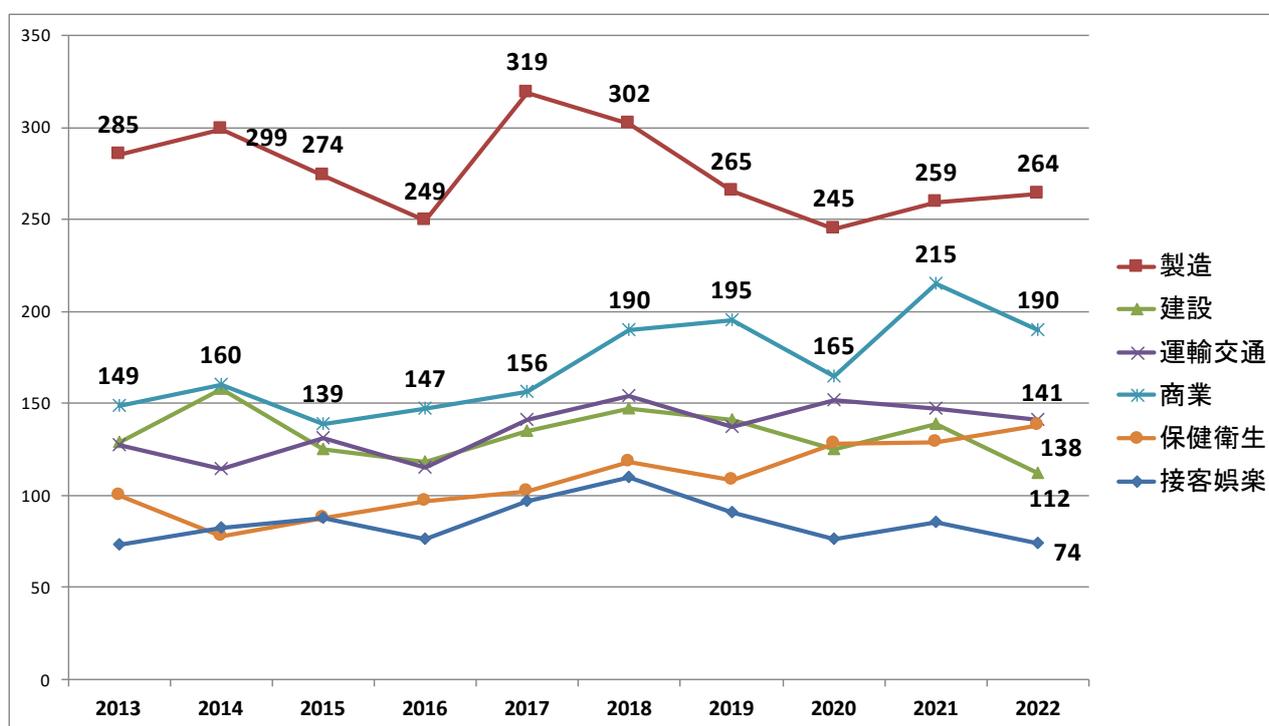
ウ 業種別労働災害発生件数の推移

業種別に労働災害発生件数の推移を見てみると、図3のとおりとなっており、商業や保健衛生業の第三次産業が増加傾向にあり、10年前の2013年と比較すると、製造業等が減少している分、第三次産業の全体に占める割合が高くなってきている。

しかし、製造業は10年前からは大きく減少しているものの、下げ止まりの状態が続いており、2019年、2020年と大きく減少したものの、2021年に増加に転じた。

下げ止まりの状態は建設業、運輸交通業にも同じことが言え、いずれの業種においても、長いスパンで見れば一定程度の労働災害防止対策の浸透がみられるものの、近年では大きな減少がみられていない。

図3 《石川県における業種別の労働災害発生状況》※新型コロナウイルス感染症を除く



エ 災害の種類別労働災害構成比

また、災害の種類別に労働災害構成比（図4）を見と、2022年は「転倒災害」が最も多く全体の28%と占め、次に「墜落・転落」が23%、「はさまれ・巻き込まれ」が9%、「動作の反動・無理な動作」が9%、「切れ・こすれ」が7%となっている。これは、第12次防の最終年である2017年と比べても大きな変化はない。なお、2022年は新型コロナウイルス感染症が全体の47%を占めているところ（図5）、上記の構成比では新型コロナウイルス感染症を除いた評価とした。

近年、多くの割合を占める転倒災害については、前述の高年齢労働者の増加とも大きく関係していると思われ、第三次産業でも発生が増加していることから、第三次産業対策、転倒災害防止対策、高年齢労働者対策は、有機的な連携を取って、関連を分析しながら効果的に対策を進める必要がある。

図4 《石川県における災害の種類別構成比》※コロナウイルス感染症を除く

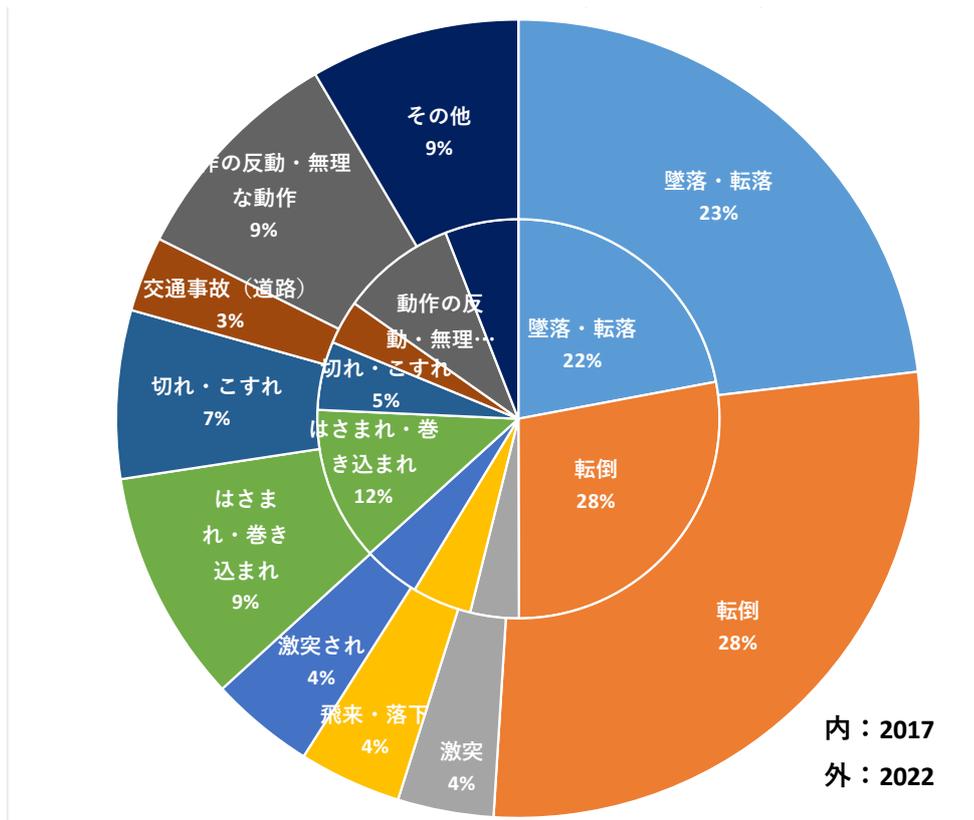
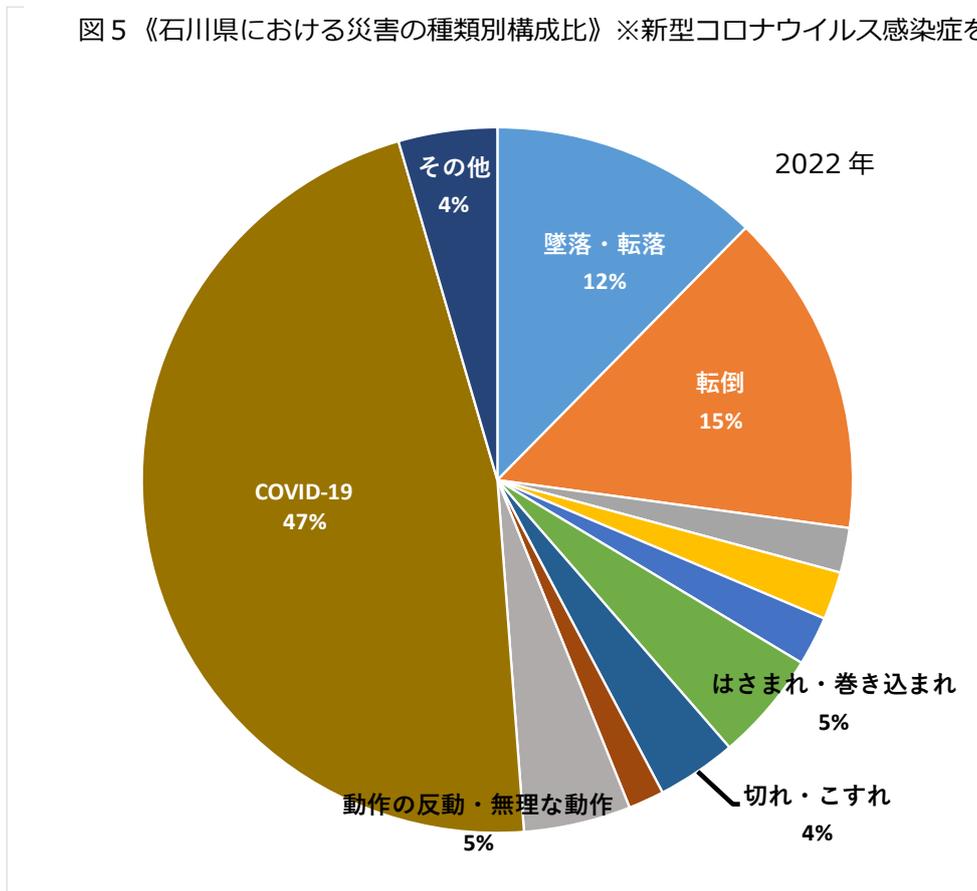
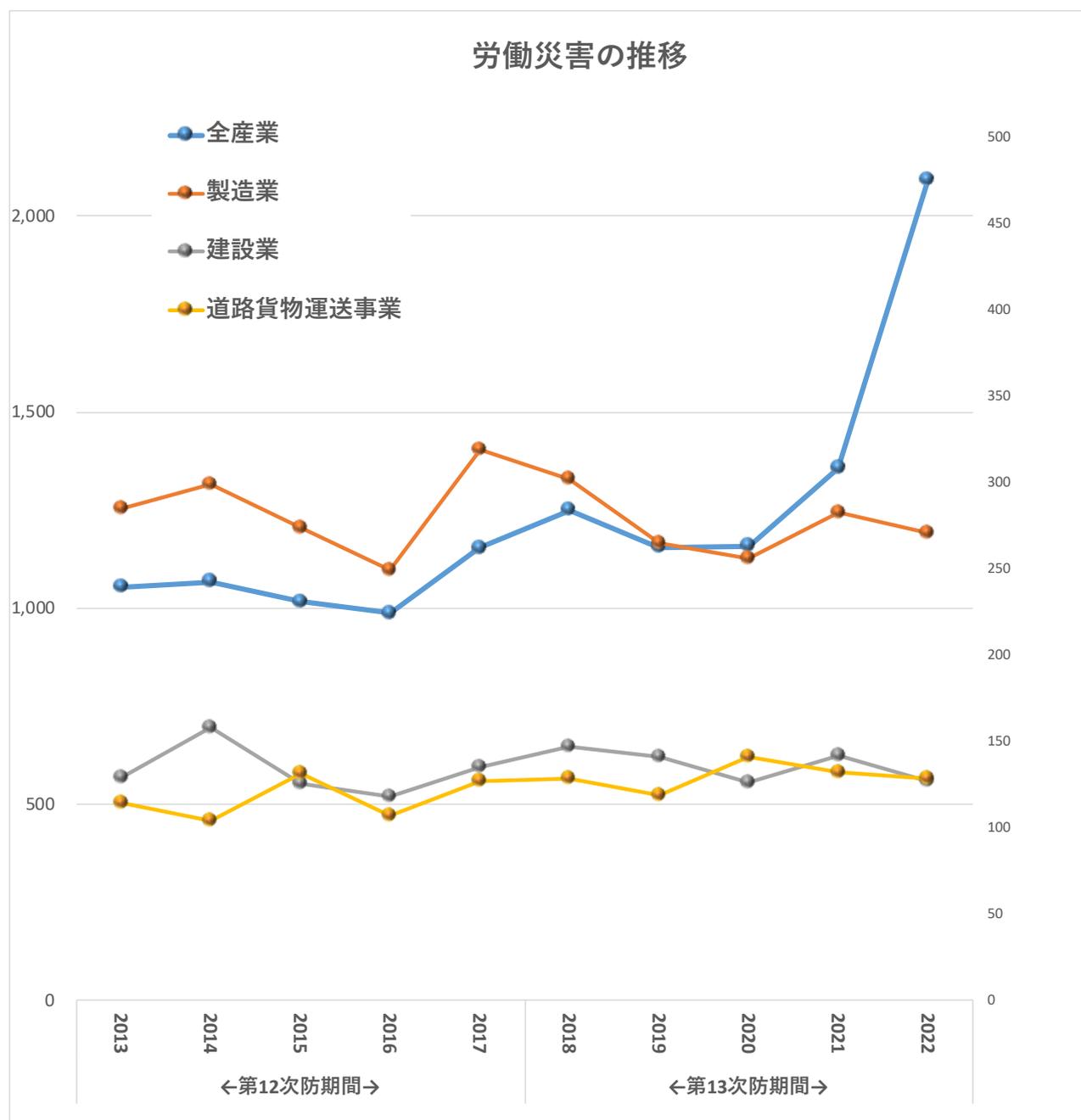


図5 《石川県における災害の種類別構成比》※新型コロナウイルス感染症を含む



(3) 業種別目標の状況（新型コロナウイルス感染症を含む）

労働災害の推移	← 第12次防期間 →					← 第13次防期間 →				
	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
全産業	1,053	1,067	1,016	987	1,153	1,250	1,155	1,158	1,357	2,094
製造業	285	299	274	249	319	302	265	256	283	271
建設業	129	158	125	118	135	147	141	126	142	127
道路貨物運送事業	114	104	131	107	127	128	119	141	132	128



ア 建設業

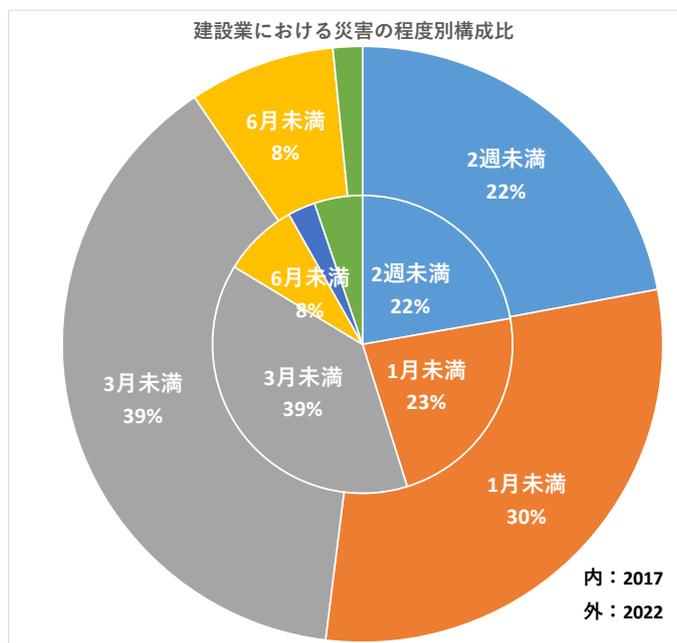
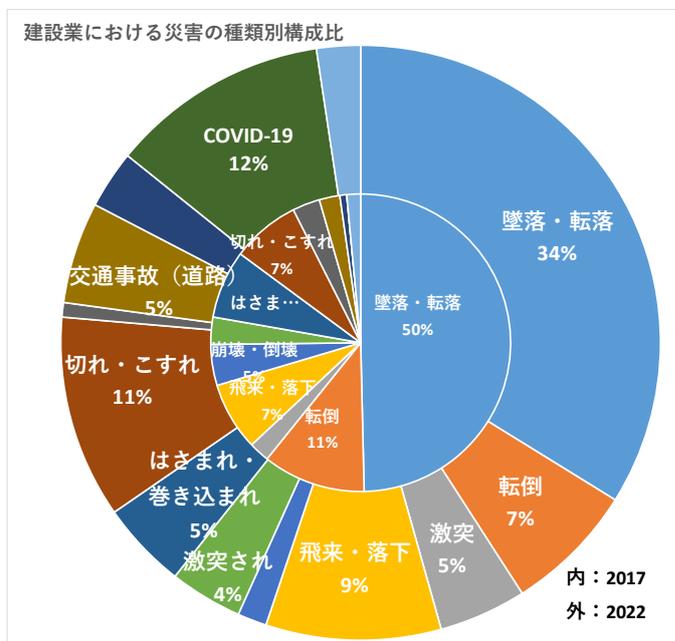
数値目標	建設業における労働災害に関して、死亡者数を減少させるとともに、死傷者数について、2017年と比較して、2022年までに10%以上減少させる。
------	--

(評価)

- 2018年に増加したが、2019年、2020年と減少傾向に転じ、2021年に増加、最終年の2022年12月末で減少がみられるも、減少率は5.9%となり目標達成はできないものとする。
- 建設業においては、墜落・転落災害が死傷災害全体の34%を占め、切れ・こすれ災害が11%、飛来・落下災害が9%と続いている。(新型コロナウイルス感染症12%)
- 災害の程度別では、休業1か月以上となるものが48.0%を占めている。
- 建設業では、死亡災害などの重篤な災害となる墜落・転落災害が多くを占めていることから、墜落・転落災害防止に向けた取組が必要である。

災害の種類別発生状況 (建設業)	2017		2022	
	2017	2022	2017	2022
墜落・転落	67	73	67	73
転倒	15	9	15	9
激突	3	6	3	6
飛来・落下	10	12	10	12
崩壊・倒壊	6	2	6	2
激突され	4	5	4	5
はさまれ・巻き込まれ	10	6	10	6
切れ・こすれ	10	14	10	14
高温・低温物との接触	4	1	4	1
交通事故(道路)	3	7	3	7
動作の反動・無理な動作	1	4	1	4
COVID-19	0	15	0	15
その他	2	3	2	3
計	135	127	135	127

災害の程度別発生状況	建設業	
	2017	2022
2週未満	30	28
1月未満	31	38
3月未満	52	49
6月未満	11	10
6月以上	4	0
死亡	7	2
計	135	127



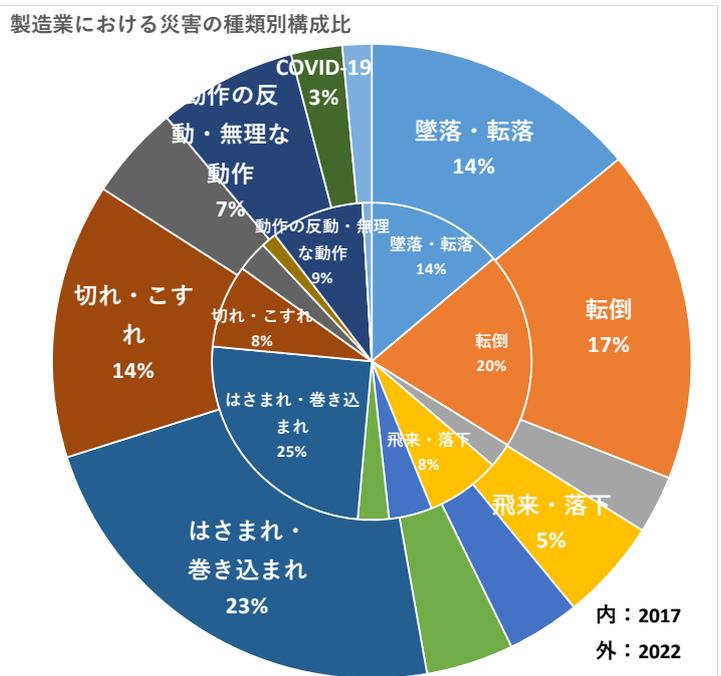
イ 製造業

数値	製造業における労働災害に関して、死亡者数を減少させるとともに、死傷
目標	者数について、2017年と比較して、2022年までに10%以上減少させる。

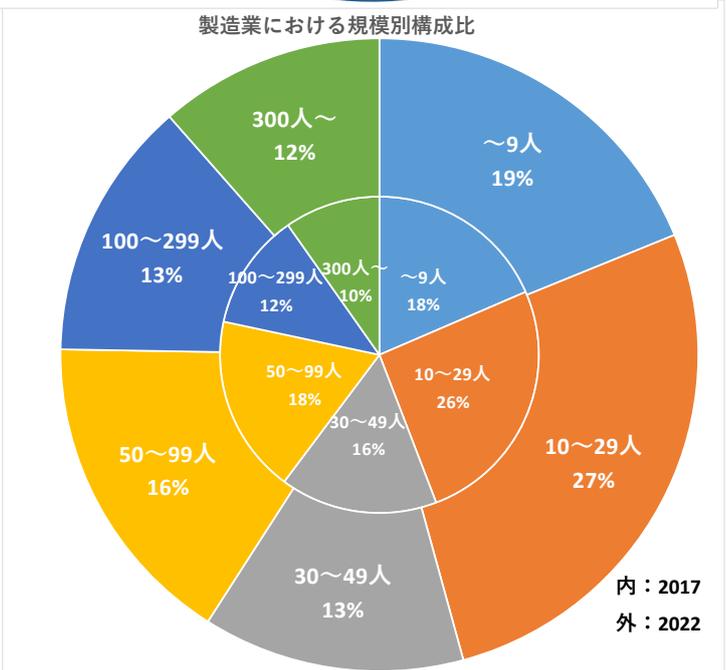
(評価)

- 2018年から減少傾向にあり、2021年に一旦増加するも、最終年の2022年12月末では減少がみられ、減少率は15%となり目標達成の見込みである。
- 製造業においては、はさまれ・巻き込まれ災害が23%を占め、転倒災害が17%、墜落・転落災害が14%、切れ・こすれ災害が14%と続いている。
- 労働者の規模別では、50人未満の事業場が59.0%を占めている。
- 製造業では、機械設備によるはさまれ・巻き込まれ災害が多くを占めているため、はさまれ・巻き込まれ災害防止に向けた取組が必要である。

災害の種類別発生状況 (製造業)	2017	2022
墜落・転落	44	38
転倒	64	46
激突	8	8
飛来・落下	24	14
崩壊・倒壊	14	10
激突され	10	12
はさまれ・巻き込まれ	80	62
切れ・こすれ	27	38
高温・低温物との接触	10	13
交通事故(道路)	5	0
動作の反動・無理な動作	30	19
COVID-19	0	7
その他	3	4
計	319	271



規模別発生状況	製造業	
	2017	2022
～9人	59	51
10～29人	82	73
30～49人	51	36
50～99人	58	44
100～299人	38	36
300人～	31	31
計	319	271



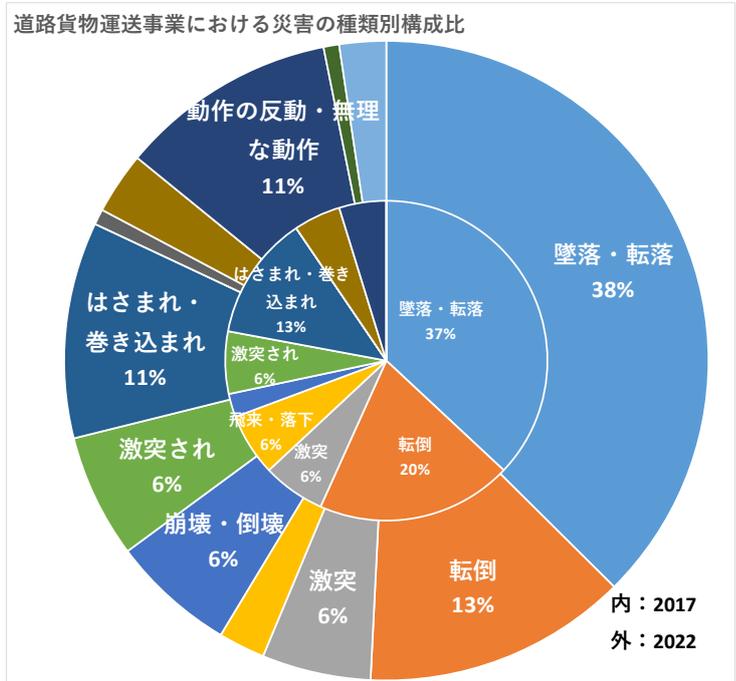
ウ 道路貨物運送事業

数値	道路貨物運送事業における労働災害による死傷者数について、2017年と比較して、2022年までに10%以上減少させる。
目標	

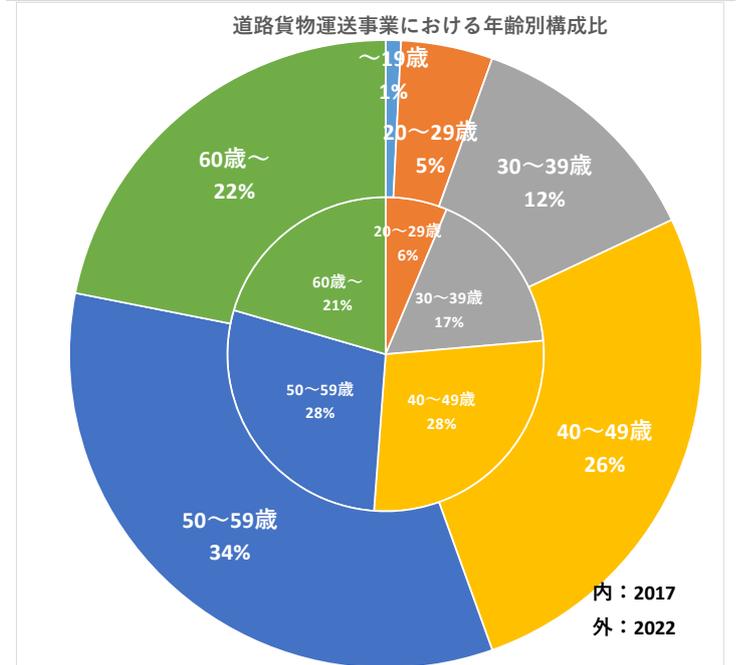
(評価)

- 2019年に減少したが、2020年に大幅に増加し、2021年、2022年12月末と減少を継続するも、2017年との比較では0.79%の増加率となり目標達成できないものとする。
- 道路貨物運送事業においては、墜落・転落災害が38%を占め、転倒災害が13%、はさまれ・巻き込まれ災害が11%、動作の反動・無理な動作が11%と続いている。
- 年齢別では、50歳以上が55.5%を占めている。
- 道路貨物運送事業で発生している墜落・転落災害、転倒災害及び動作の反動・無理な動作は荷役作業中に発生することから、荷役作業時の災害防止に向けた取組が必要である。

災害の種類別発生状況 (道路貨物運送事業)	2017	2022
墜落・転落	47	48
転倒	25	17
激突	8	7
飛来・落下	8	3
崩壊・倒壊	3	8
激突され	8	8
はさまれ・巻き込まれ	16	14
切れ・こすれ	0	0
高温・低温物との接触	0	1
交通事故(道路)	6	4
動作の反動・無理な動作	6	14
COVID-19	0	1
その他	0	3
計	127	128



年齢別発生状況	道路貨物運送事業	
	2017	2022
～19歳	0	1
20～29歳	8	6
30～39歳	22	16
40～49歳	35	34
50～59歳	36	43
60歳～	26	28
計	127	128



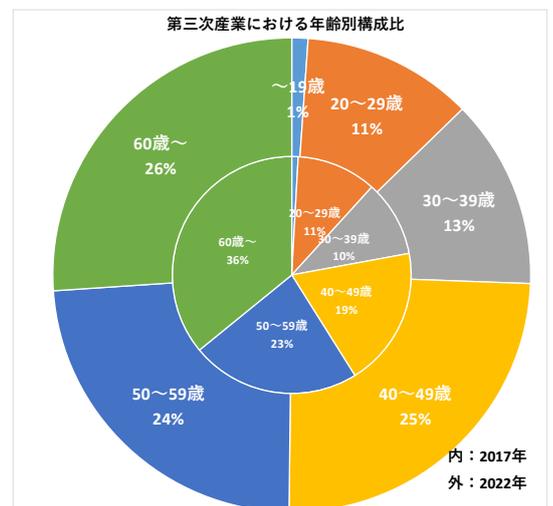
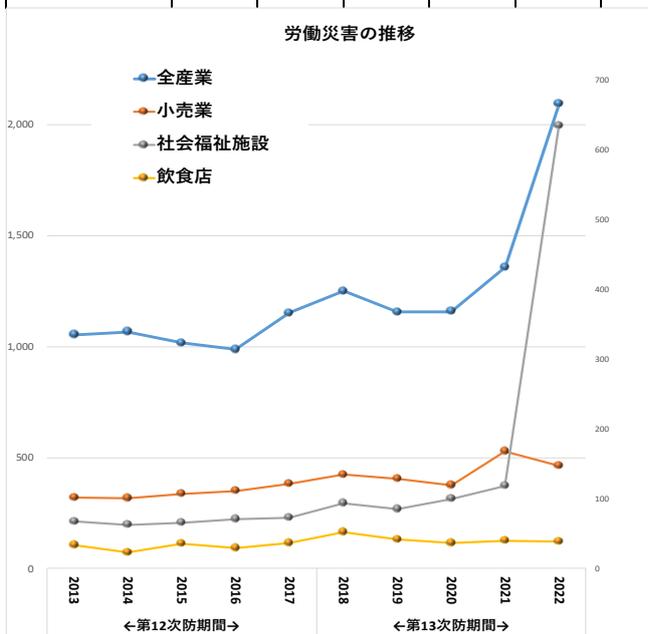
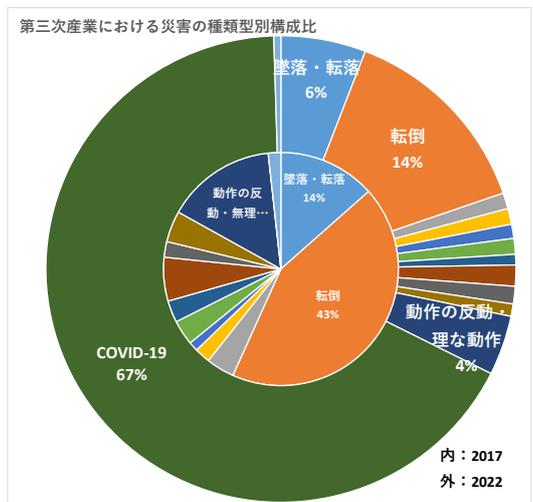
エ 第三次産業

目標	小売業、社会福祉施設、飲食店における労働災害による死傷者数について、2017年と比較して、2022年までに死傷年千人率で5%以上減少させる。
----	--

(評価)

- 小売業においては、2019年、2020年と減少したが、2021年に大幅に増加し、2022年12月末に減少した。
- 社会福祉施設においては、2019年に減少したが、2020年から増加傾向にあり、2022年に新型コロナウイルス感染症の影響もあり爆発的に増加し、目標を達成できなかった。
- 飲食店においては、2019年から減少したが、横ばいの状況であり、目標を達成できなかった。
- これら三業種の合計値での死傷年千人率では1.09人(2017年)から3.81人(2022年推測)となり、250%の増加率となることから、目標達成できないものとする。
- 第三次産業においては、新型コロナウイルス感染症が67%を占めたが、新型コロナウイルス感染症を除くと、転倒災害が42.2%を占め、墜落・転落災害が17.8%、動作の反動・無理な動作が12.6%であった。
- 第三次産業における年齢別では、50歳以上が50%を占めている。
- 第三次産業では、4割を占める転倒災害防止に向けた取組が必要であるが、加えて事業者及び労働者の安全への意識を向上させる必要がある。

労働災害の推移	← 第 13 次 防 期 間 →				
	2018	2019	2020	2021	2022
全産業	1,250	1,155	1,158	1,357	2,094
小売業	135	129	119	168	147
社会福祉施設	93	85	100	118	635
飲食店	52	42	37	40	39

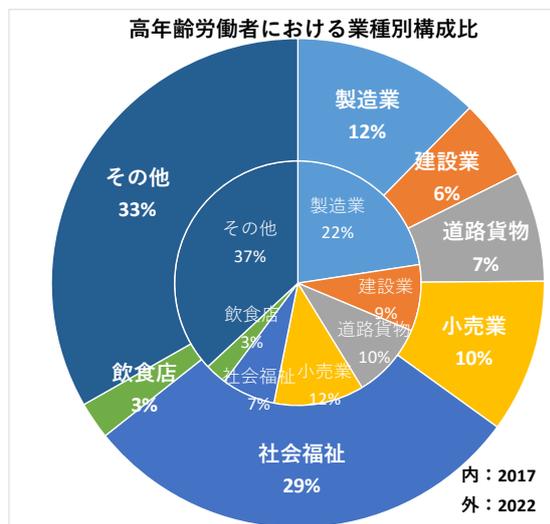
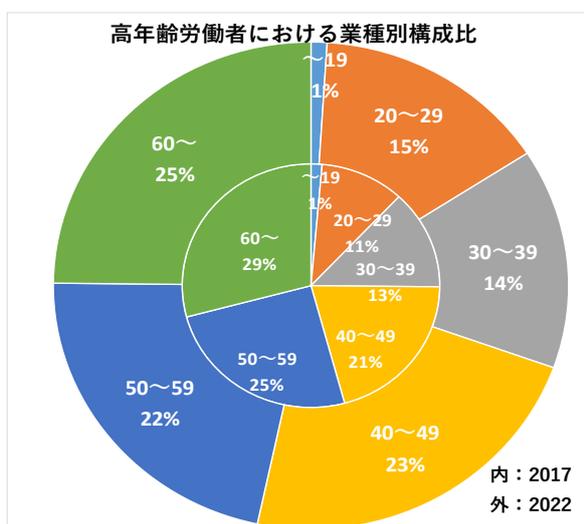
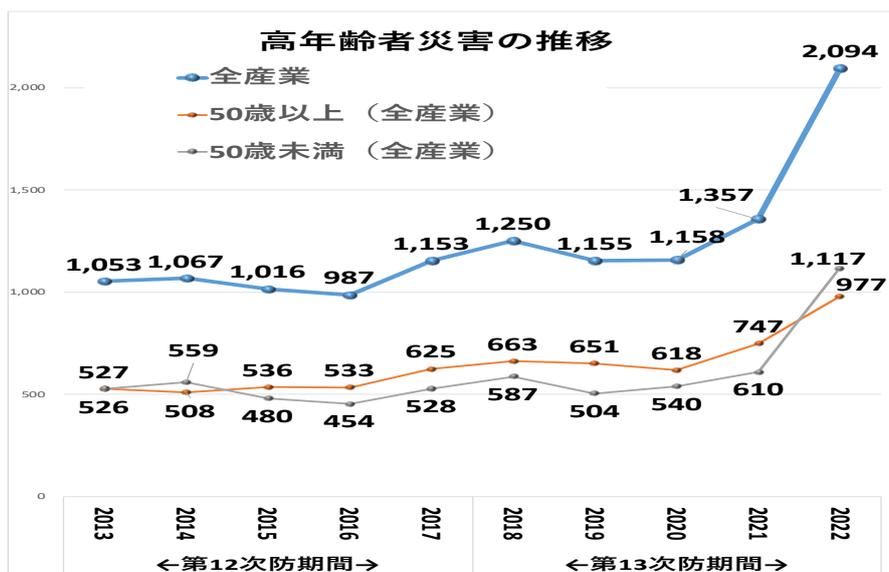


(4) 社会背景等を踏まえた業種横断的な観点からの労働災害防止対策の推進
ア 高年齢労働者対策

目標	高年齢労働者（50歳以上の労働者）の労働災害による死傷者数について、2017年と比較して、2022年までに死傷年千人率で5%以上減少させる。
----	--

(評価)

- 高年齢労働者の災害においては、2018年に増加し、2019年、2020年と減少したが、2021年から大幅に増加し、2020年ではさらに増加を見ている。死傷年千人率では3.42人（2017年）から4.77人（2022年推測）となり、39.5%の増加率となることから、目標達成できないものとする。
- 高年齢労働者の占める割合については、2017年は全体の54%であり2022年は新型コロナウイルス感染症が50歳未満でも多発したことから全体の%となっている。
- 高年齢労働者の業種別構成比では、社会福祉施設が29%を占めている。
- 高年齢労働者は今後の増加することから、高年齢労働者の特性（身体機能の低下など）に配慮した取組を進める必要がある。（参考：石川産業保健総合支援センターにおいて令和4年度に実施した「高年齢労働者の安心・安全に働く職場づくりに関する調査」の結果では、高年齢労働者の身体の特性に対して何らかの配慮をしている事業場の割合は27.1%であった。）

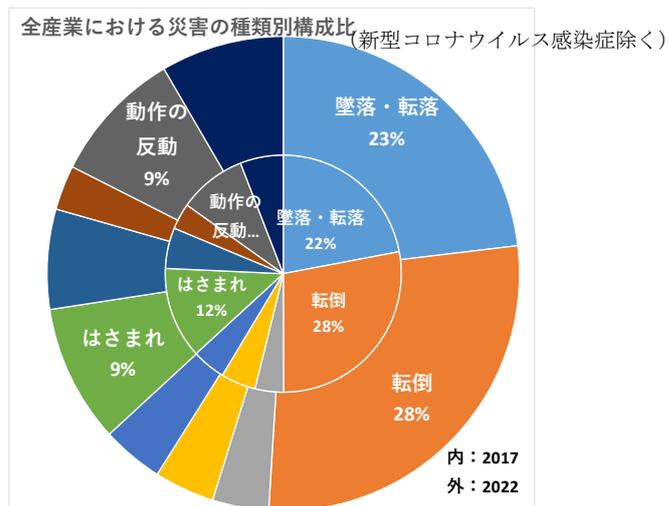
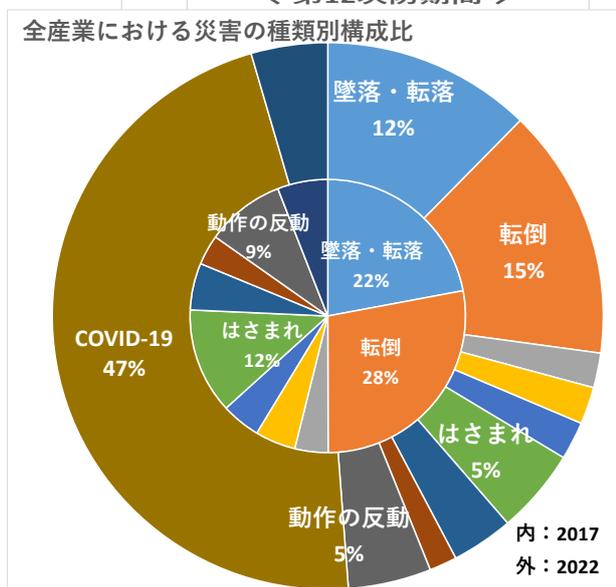
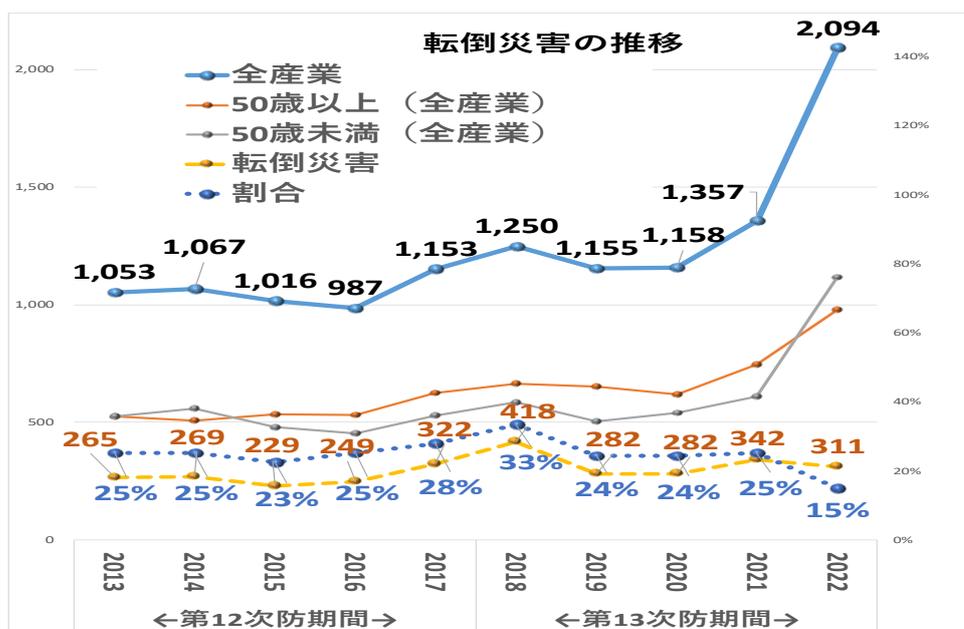


イ 転倒災害防止対策

目標	転倒災害による死傷者数について、2017年と比較して、2022年までに死傷年千人率で5%以上減少させる。
----	--

(評価)

- 転倒災害においては、2018年に増加し、2019年、2020年と減少したが、2021年に増加に転じたものの、2022年12月末では減少している。また、死傷年千人率では0.65人（2017年）から0.60人（2022年推測）となり、減少率は7.7%となることから、目標達成の見込みである。
- 事故の型別においては、2018年に全体の33%と最も多くを占め、2022年は新型コロナウイルス感染症が47%を占めたが、新型コロナウイルス感染症を除くと、転倒災害が全体の28%と最も多くを占めている。
- 転倒災害は近年減少となった年もあったが、新型コロナウイルス感染症を除いた死傷災害では25%以上を占めており（上記2の（2）のエを参照）、転倒災害を防止することが死傷災害の減少につながることから、転倒災害防止対策に取り組む必要がある。

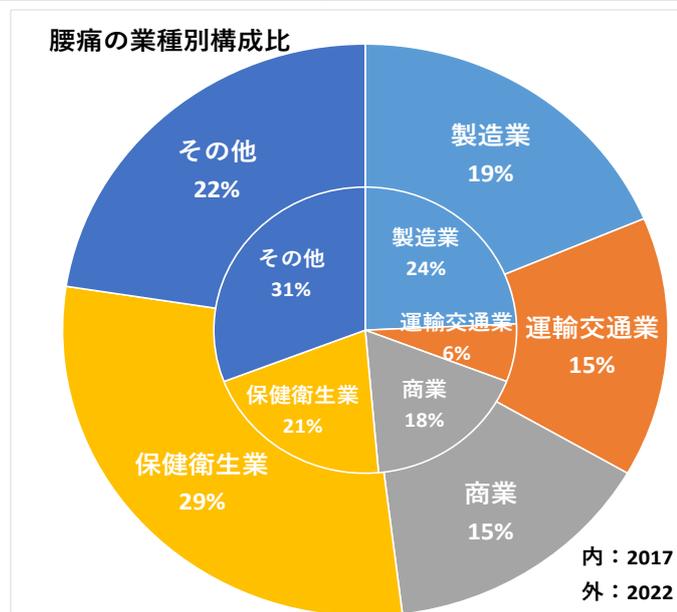
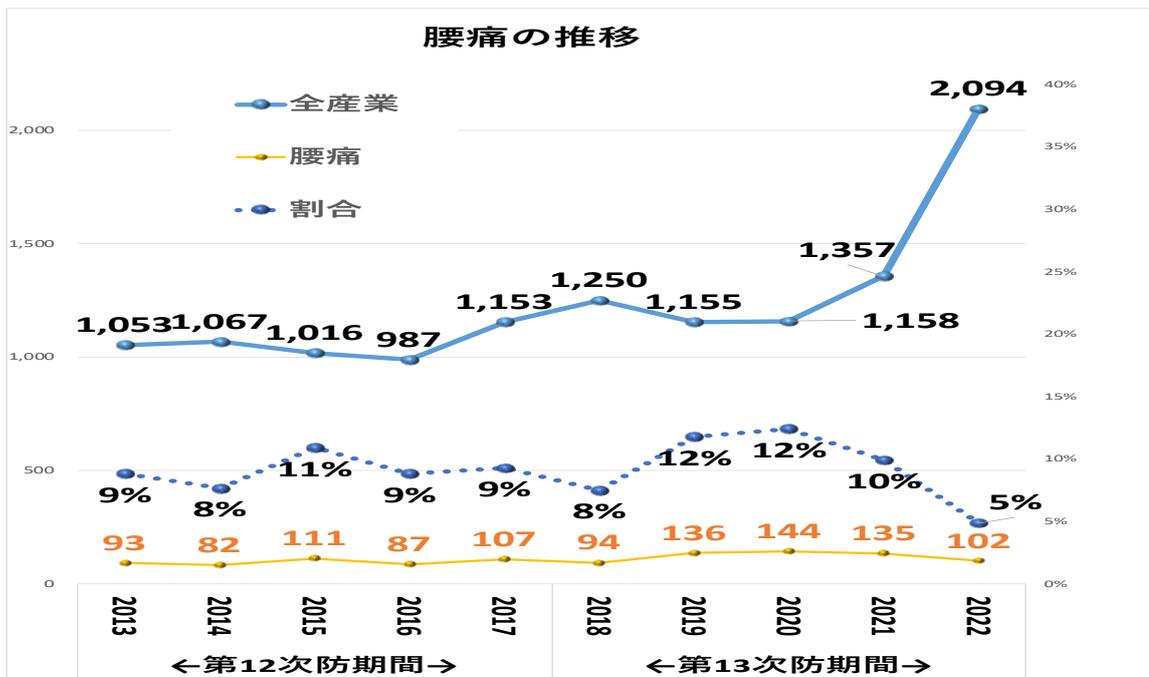


ウ 腰痛対策

目標	腰痛災害（動作の反動・無理な動作）による死傷者数について、2017年と比較して、2022年までに死傷年千人率で5%以上減少させる。
----	---

（評価）

- 腰痛災害（動作の反動・無理な動作）においては、2018年に減少し、2019年、2020年と増加したが、2021年に減少し、2022年12月末では大幅に減少している。また、死傷年千人率では0.21人（2017年）から0.20人（2022年推測）となり、減少率は4.8%となることから、2022年12月末速報値では目標値には届いていない状況である。
- 腰痛災害（動作の反動・無理な動作）の業種別構成比は、商業と保健衛生業で全体の43%を占めている。
- 腰痛災害（動作の反動・無理な動作）の発生には業種的な偏りがあるが、全作業で発生するリスクがあることから、転倒災害と併せて行動災害防止対策として取り組む必要がある。特に保健衛生業における取組を進める必要がある。



(5) 熱中症予防対策

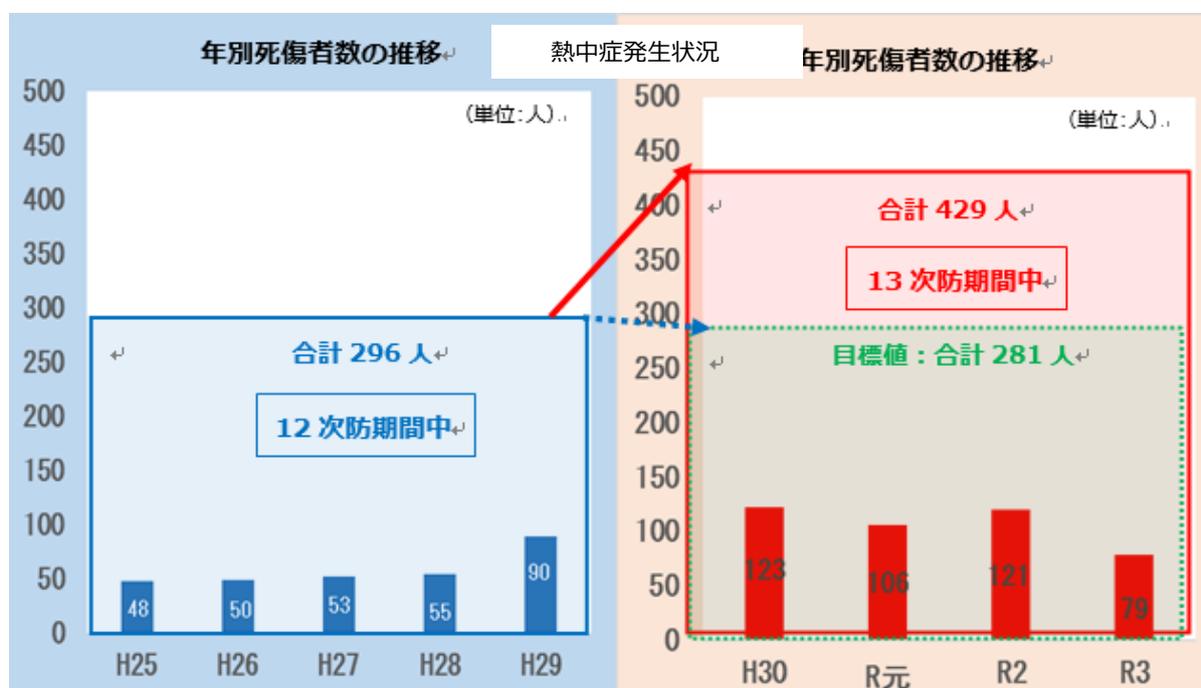
目標	職場での熱中症による労働災害（休業4日未満を含む）の死傷者数について、第12次防期間中（2012年から2017年まで）と比較して、第13次防期間中（2018年から2022年まで）の合計値を5%以上減少させる。
----	--

職場での熱中症による労働災害（休業4日未満を含む）の死傷者数について、第13次防の初年度である平成30年は、夏季の猛暑もあって、前年の90人から123人と大幅に増加し、その後も106人、121人と3年連続で100人を超えた。

このため、令和2年の段階で、既に第13次防の目標値である281人を超え、目標達成できない状態となった。

猛暑などの外的要因により、死傷者数は左右されるため、死傷者数の増減の傾向は全国的なものと同様一致している。

第13次防の期間中（令和2年と令和4年）に職場での熱中症による死亡災害が2件発生しており、重篤災害の防止についても課題と言える。



出典：労働者災害補償保険法に基づく休業補償給付、療養補償給付を受けた者を集計したもの

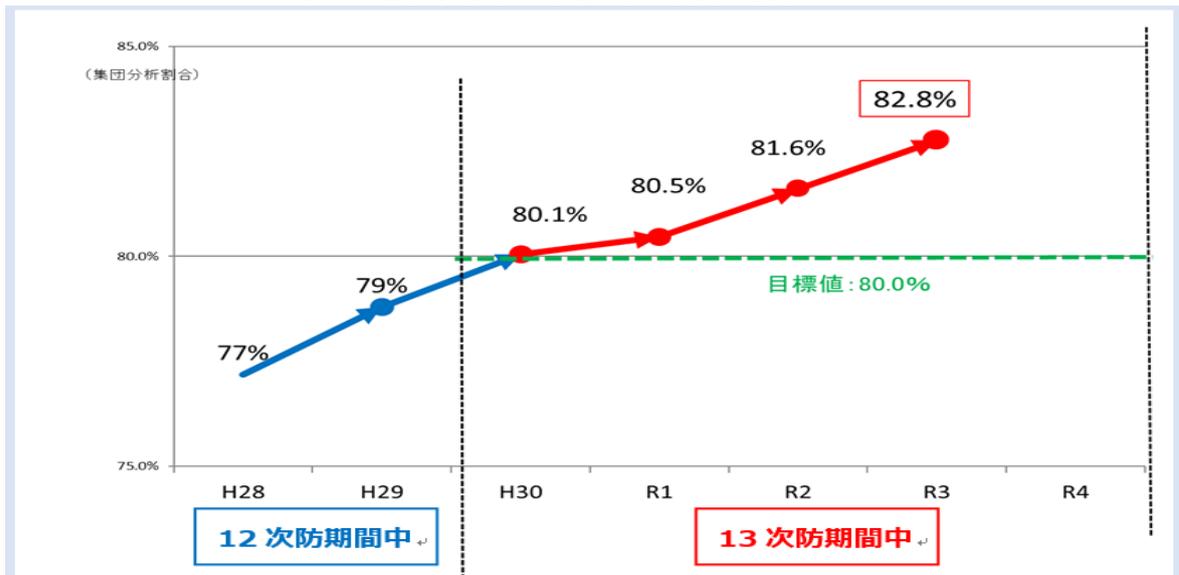
(6) メンタルヘルス対策等の労働者の健康確保対策の推進

目標	ストレスチェックを実施し、ストレスチェック結果を集団分析した事業場の割合を80%以上とする。
----	--

ストレスチェックを実施し、ストレスチェック結果を集団分析した事業場の割合（集団分析実施率）は、13次防の初年である平成30年から80%を超え、以降毎年上昇を続け、令和3年は82.8%となり、目標達成できる見込みである。

しかし、対象事業場の規模別では、最も多くの割合を占める50名から99名（検査実施事業場の51.3%）について、集団分析実施率が80.4%（令和3年）であり、このゾーンにおける集団分析実施率の向上が課題と言える。

ストレスチェック結果の集団分析実施率の推移



出典：規模別心理的な負担の程度を把握するための検査実施状況

(7) 化学物質による健康障害防止対策

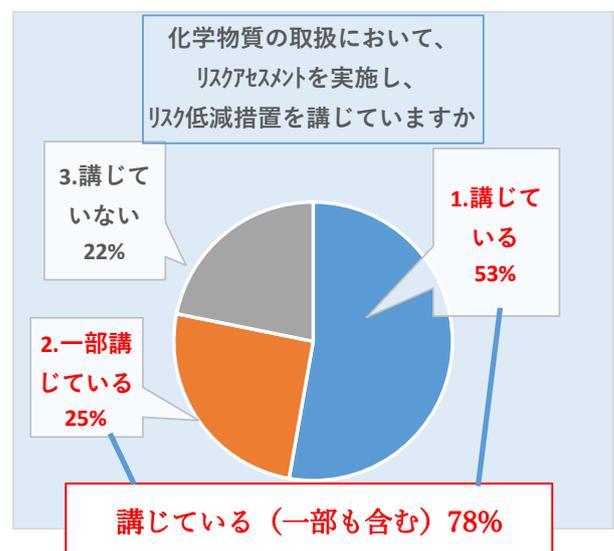
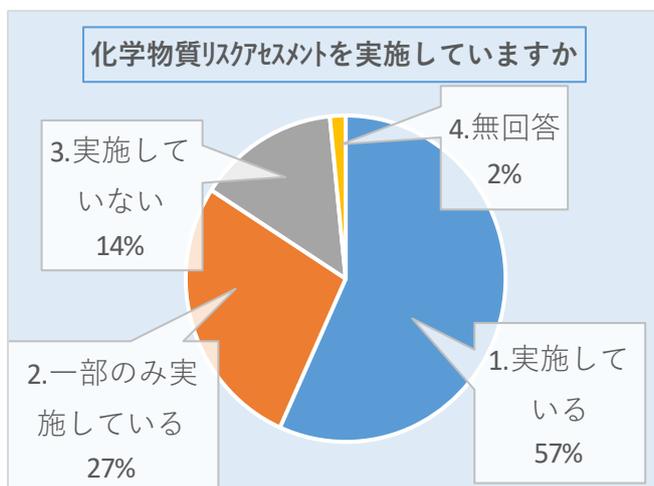
目標	化学物質の使用頻度が一定以上であると考えられる事業場において、化学物質に係るリスクアセスメントを実施し、その結果を踏まえた措置を実施している事業場の割合を5割以上とする。
----	---

リスクアセスメントの自主点検の結果によれば、化学物質を使用している事業場の84%がリスクアセスメントを実施しており、そのうち、リスクアセスメントの結果に基づき、何らかのリスクの低減措置を講じている事業場は78%であった。

しかし、これは、あくまでも自主点検の報告があった事業場に基く結果であるため、潜在的なリスク低減措置の実施率は、低くなることが推測される。

また、報告のあった自主点検の内容からは、リスクアセスメントの手法を正しく理解しておらず、適切に対応できていないおそれがあるものが少なからず認められることから、リスクアセスメントの正確な理解と定着には未だ課題が残る。

化学物質リスクアセスメント等の実施状況



出典：リスクアセスメント自主点検結果 (R4.12 実施)

3 計画の重点事項

安全衛生を取り巻く現状と施策の方向性を踏まえ、以下の項目を重点事項とし、重点事項ごとに具体的な取組を推進する。

- (1) 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
- (2) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- (3) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
- (4) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
- (5) 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
- (6) 業種別の労働災害防止対策の推進
- (7) 労働者の健康確保対策の推進
- (8) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

4. 重点事項ごとの具体的取組

(1) 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

ア 安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価される環境整備

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・安全対策や産業保健活動の意義を理解し、必要な安全衛生管理体制を確保した上で、事業場全体として主体的に労働者の安全と健康保持増進のための活動に取り組む。
- ・国や労働災害防止団体が行う労働安全防止対策に係る支援及び労働安全衛生コンサルタントを活用し、自社の安全衛生活動を推進する。

(イ) (ア) の達成に向けて、局署が取り組むこと

- ・誰もが安全で健康に働くためには、労働者の安全衛生対策の責務を負う事業者及び注文者のほか、労働者などの関係者が安全衛生対策について、自身の責任を認識し、真摯に取り組むことが重要である。また、消費者・サービス利用者においても、事業者が行う安全衛生対策の必要性や事業者から提供されるサービスに安全衛生対策に要する経費が含まれることへの理解が求められることを、あらゆる機会を捉えて、周知啓発を図る。
- ・安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価されるよう、「安全衛生優良企業公表制度」、「SAFE コンソーシアム」のみならず、「健康経営認定制度」など既存の安全衛生に関する取組の見える化を図る仕組みも活用し、これらの制度や当該制度を導入する事業場を広く周知する。その際、対象事業場の取引先になり得る発注者や求職者などが周知先となるよう、その周知方法についても工夫する。
- ・本省が研究するところの、業務の発注者となり得る者に対して、取引先において安全衛生に取り組むことの必要性の理解とその実現のための具体的な留意事項についての効果的な周知方法の研究成果を踏まえ、当該留意事項に係る内容の周知を図る。

- ・本省が研究するところの、中小事業者の安全衛生対策に取り組む意欲を喚起する一助として、安全衛生に取り組むことによる経営や人材確保・育成の観点からの実利的なメリットや安全衛生に取り組まないことにより生じ得る損失についての研究成果を広く周知する。この際、できるだけ中小事業者が、より納得しやすい事例が提供できるよう工夫する。
- ・事業者の具体的な取組に繋がるよう、本計画に基づく個別の安全衛生対策の周知においては、他の事業場の好事例について、事業場の業種や規模等に即した個別具体的な取組も含めて周知するよう努める。
- ・労働災害防止団体が行う労働安全衛生活動に対して、必要な支援を行う。その際、労働者数 50 人未満となる中小規模事業場で労働災害が多発していることを踏まえ、支援の受け手となる中小事業者等が自発的に安全衛生対策に取り組めるよう、中小事業者等の意識改革も含めた支援に努める。
- ・引き続き災害防止団体と連携し、労働安全衛生マネジメントシステムの活用・普及促進を図る。
- ・労働安全衛生コンサルタントの活用促進を図るため、そのメリット等についての周知を図る。

イ 災害情報の分析機能の強化及び分析結果の効果的な周知

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・労働者死傷病報告の提出に当たって、電子申請や労働者からの発生状況及び原因についてヒアリング等を行い記載内容の充実等に取り組む。

(イ) (ア) の達成に向けて、局署が取り組むこと

- ・本省が行うところの労働者死傷病報告に係るシステム改修の結果、変更される電子申請等の内容及びそのメリット等について周知を図る。

ウ 労働安全衛生における DX の推進

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・デジタル技術や、AI やウェアラブル端末等の新技術を活用し、効率的・効果的な安全衛生活動及び危険有害な作業について遠隔管理・遠隔操作・無人化等による作業の安全化を推進する。
- ・健康診断情報等の電磁的な保存・管理や保険者へのデータ提供を行い、個人情報に配慮しつつ、保険者と連携して、年齢を問わず、労働者の疾病予防、健康づくりなどのコラボヘルスに取り組む。
- ・労働安全衛生法に基づく申請等について、電子申請を活用する。

(イ) (ア) の達成に向けて局署が取り組むこと

- ・事業主健診情報等を活用した労働者の健康保持増進の取組を推進させる。そのため取組が必ずしも進んでいない事業場に対し、事業主健診情報の電磁的な方法での保存・管理やデータ提供を含めて、コラボヘルス推進のための費用を支援する「エイジフレンドリー補助金」制度について周知する。

(2) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

ア 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・転倒災害が、対策を講ずべきリスクであることを認識し、その取組を進める。
- ・筋力等を維持して転倒を予防するため、運動プログラムの導入及び労働者のスポーツの習慣化を推進する。
- ・非正規雇用労働者も含めた全ての労働者に対する雇入時等における安全衛生教育の実施を徹底する。
- ・「職場における腰痛予防対策指針」（平成 25 年 6 月 18 日付け基発 0618 第 1 号。以下「腰痛予防対策指針」という。）を参考に、作業態様に応じた腰痛予防対策に取り組む。

イ アの達成に向けて局署が取り組むこと

- ・「いしかわ小売業+Safe 協議会」及び「いしかわ介護施設+Safe 協議会」を運営し、構成員による連携した取組を展開する。
- ・本省が研究するところの、事業者が安全衛生に取り組まないことにより生じ得る損失等の他、事業者の自発的な取組を引き出すための行動経済学的アプローチ（ナッジ等）などについて、その成果を広く周知する。
- ・健康経営優良法人認定制度の基準（評価項目）について、認定等に向けた事業場への支援を図る。
- ・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術（ノーリフトケア）や介護機器等の導入など既に一定程度の効果が得られている腰痛の予防対策の普及を図る。
- ・理学療法士等を活用した事業場における労働者の身体機能の維持改善の取組を支援する。
- ・骨密度・「ロコモ度」・視力等の転倒災害の発生リスクの「見える化」の手法を提示・周知する。
- ・本省が作成するところの、第三次産業の業界の実態に即した基本的労働災害防止対策の啓発ツール等の周知を行う。また、本省が開発を進めるところのアプリ、動画等を活用した効率的・効果的な安全衛生教育ツールの普及を行う。

(3) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

ア 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・「エイジフレンドリーガイドライン」に基づき、高年齢労働者の就労状況等を踏まえた安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等の取組を進める。
- ・転倒災害防止対策を進める。
- ・保険者と連携して、年齢を問わず、労働者の疾病予防、健康づくりなどのコラボヘルスに取り組む。

イ アの達成に向けて、局署が取り組むこと

- ・「エイジフレンドリーガイドライン」のエッセンス版の周知啓発を行う。
- ・「エイジアクション100」（高年齢労働者の安全と健康確保のための100の取組（エイジアクション）を盛り込んだチェックリストを活用して職場の課題を洗い出し、改善に向けての取組を進めるための「職場改善ツール」）の活用を図る。
- ・本省が開催するところの「転倒防止・腰痛予防対策の在り方に関する検討会」における検討を踏まえ、必要な転倒災害防止対策の取組を進める。
- ・事業主健診情報等を活用した労働者の健康保持増進の取組が進んでいない事業場における取組を推進するため、事業主健診情報の電磁的な方法での保存・管理やデータ提供を含めて、コラボヘルス推進のための費用制度について周知する。

(4) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

ア 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・コロナ禍におけるテレワークの拡大等を受けて、自宅等でテレワークを行う際のメンタルヘルス対策や作業環境整備の留意点等を示した「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン（令和3年3月改定。以下「テレワークガイドライン」という。）」や労働者の健康確保に必要な措置等を示した「副業・兼業の促進に関するガイドライン（令和4年7月最終改定。以下「副業・兼業ガイドライン」という。）」に基づき、労働者の安全と健康の確保に取り組む。
- ・外国人労働者に対し、安全衛生教育マニュアルを活用するなどによる安全衛生教育の実施や健康管理に取り組む。

イ アの達成に向けて、局署が取り組むこと

- ・テレワークや副業・兼業を行う労働者の健康確保のため、テレワークガイドラインや副業・兼業ガイドラインを引き続き周知する。
- ・副業・兼業を行う労働者が、自身の健康管理を適切に行えるツール（労働時間、健康診断結果、ストレスチェック結果を管理するアプリ）の活用促進を図る。

- ・外国人労働者への効率的・効果的な安全衛生教育のための手法を周知する。

(5) 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

ア 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・労働者ではない個人事業者等に対する安全衛生対策については、本省が開催するところの、「個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会」における議論等を通じて、個人事業者等に関する業務上の災害の実態の把握に関すること、個人事業者自らによる安全衛生確保措置に関すること、注文者等による保護措置のあり方等において、事業者が取り組むべき必要な対応について検討する。

イ アの達成に向けて局署が取り組むこと

- ・有害物質による健康障害の防止措置を事業者に義務付ける労働安全衛生法第22条の規定に関連する省令が、請負人や同じ場所で作業を行う労働者以外の方に対しても、労働者と同等の保護措置を講じることを事業者に義務付けることとする内容に改正され、令和4年4月に公布されたことから、当該省令の内容についての周知等を行う。

(6) 業種別の労働災害防止対策の推進

ア 陸上貨物運送事業対策

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・「荷役作業における安全ガイドライン」に基づき、安全衛生管理体制の確立、墜落・転落災害や転倒災害等の防止措置、保護帽等の着用、安全衛生教育の実施等、荷主も含めた荷役作業における安全対策に取り組む。
- ・「腰痛予防対策指針」を参考に、作業態様に応じた腰痛予防対策に取り組む。
- ・「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく交通労働災害の防止対策に取り組む。

(イ) (ア) の達成に向けて、局署が取り組むこと

- ・陸上貨物運送事業における死傷災害の約7割が荷役作業時に発生しており、トラックからの墜落・転落災害が多数発生していることから、トラックからの荷の積み卸し作業に係る墜落・転落防止対策の充実強化を図る。
- ・陸上貨物運送事業の荷役作業における労働災害の多くが荷主事業者の敷地等において発生している実態等に対応するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の検討を踏まえ、長時間の荷待ち時間の削減や荷役施設・設備の改善、荷役作業の安全担当者の配置等の荷役作業に従事する労働者の安全対策についての支援がなされるよう継続的に要請するなど、荷主事業者対策に取り組む。

- ・陸上貨物運送事業等の事業場（荷主となる事業場を含む）に対して、荷役作業における安全ガイドラインの周知徹底を図る。
- ・「転倒防止・腰痛予防対策の在り方に関する検討会」における検討を踏まえ、転倒・腰痛災害対策の実施が事業者の責務であることに加え、経営上のメリットにも繋がることを「見える化」し、その周知を図るなどの対策を推進する。
- ・効果的な腰痛の予防対策を行うために、腰痛の発生が比較的多い重量物取扱い作業等について、事業者等の協力を得つつ実証的な取組を行い、効果が得られた対策を積極的に周知・普及を図る。
- ・「安全運転管理者等法定講習」等、様々な機会を捉え、「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知徹底を図るとともに、ガイドラインを用いた指導を行うなど、交通労働災害の防止を推進する。

イ 建設業対策

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・墜落・転落のおそれのある作業について、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所への囲い、手すりなどの設置、墜落制止用器具の確実な使用、はしご・脚立等の安全な使用の徹底等、高所からの墜落・転落災害の防止に取り組む。あわせて、墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む。
- ・労働者の熱中症や騒音障害を防止するため、「職場における熱中症予防基本対策要綱」（令和3年4月20日付け基発0420第3号。以下「熱中症予防基本対策要綱」という。）に基づく暑さ指数の把握とその値に応じた措置の適切な実施や「騒音障害防止のためのガイドライン」（平成4年10月1日付け基発第546号。以下「騒音障害防止のためのガイドライン」という。）に基づく作業環境測定、健康診断、労働衛生教育等の健康障害防止対策に取り組む。

(イ) (ア) の達成に向けて、局署が取り組むこと

- ・発注段階において、安全衛生に必要となる経費の適切な積算、適正な工期の設定等、労働災害防止に向けた対応が必要となることから、発注者等とも連携し、死亡災害の撲滅及び死傷災害の減少を目指し、労働災害防止対策を推進する。
- ・建設業における死亡災害の約4割が墜落・転落災害であることから、「建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に関する実務者会合報告書」（令和4年10月28日公表）を踏まえ、足場の点検の確実な実施、一側足場の使用範囲の明確化等墜落・転落災害防止対策の充実強化を図る。また、墜落制止用器具の適正な選定と使用について引き続き徹底を図る。
- ・地震、台風、大雨等の自然災害に被災した地域の復旧・復興工事における労働災害防止対策の徹底を図る。

- ・建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成 28 年 12 月 16 日法律第 111 号）に基づき、地方公共団体、北陸地方整備局等と緊密な連携の下に、建設工事従事者の安全及び健康の確保に取り組む。
- ・「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「騒音障害防止のためのガイドライン」の周知・指導などの健康障害防止対策の推進を図る。

ウ 製造業対策

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・はさまれ・巻き込まれなどによる労働災害のおそれがある危険性の高い機械等については、製造者（メーカー）、使用者（ユーザー）それぞれにおいてリスクアセスメントを実施し、労働災害の防止を図ることが重要であることから、「機械の包括的な安全基準に関する指針」（平成 19 年 7 月 31 日付け基発第 0731001 号）に基づき、使用者においてリスクアセスメントが適切に実施できるよう、製造者は、製造時のリスクアセスメントを実施しても残留するリスク情報の機械等の使用者への確実な提供に取り組む。
- ・機能安全の推進により機械等の安全水準を向上させ、合理的な代替措置により安全対策を推進する。

(イ) (ア) の達成に向けて、局署が取り組むこと

- ・工作機械等が起因物となる「はさまれ・巻き込まれ災害」及び「切れ・こすれ災害」の防止のため、「機械の包括的な安全基準に関する指針」に基づく製造時のリスクアセスメントの確実な実施、残留リスク等の情報の使用者（機械を使用する事業者）への確実な提供等の促進を図るとともに、使用者によるリスクアセスメントの実施とその結果に基づくリスクの低減措置の確実な実施により、工作機械等の安全な使用の徹底を図る。
- ・機能安全を活用し、危険な作業を信頼性の高い技術で置き換えることを通じて、現場の作業者が労働災害に被災するリスクを低減させる取組を推進する。

エ 林業対策

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・伐木等作業の安全ガイドライン、「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」（令和 2 年 1 月 31 日付け基発 0131 第 4 号改正。以下「林業の緊急連絡体制整備ガイドライン」という。）等に基づき、安全な伐倒方法やかかり木処理の方法、保護具の着用、緊急時における連絡体制等の整備や周知、通信機器の配備、教育訓練等の安全対策を確実に実施する。

(イ) (ア) の達成に向けて局署が取り組むこと

- ・小規模事業場における労働災害が多い状況にも留意し、立木の伐倒時の措置、かかり木処理の禁止事項の徹底を図るとともに、下肢の切創防止用保護衣の着用の徹底等を図る。また、伐木等作業の安全ガイドライン、林業の緊急連絡体制整備ガイドライン等の周知徹底を図る。
- ・林野庁や地方公共団体、労働災害防止団体等と連携し、関係機関連絡会議の開催、労働災害情報の共有、合同パトロールの実施、労働災害防止団体の安全管理士や都道府県の林業普及指導員等による指導等、各機関が協力した取組を促進するとともに、発注機関との連携を強化し、労働者の安全と健康を確保するために必要な措置を講ずるよう取組を進める。

(7) 労働者の健康確保対策の推進

ア メンタルヘルス対策

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・ストレスチェックの実施のみにとどまらず、ストレスチェック結果を基に集団分析を行い、その集団分析を活用した職場環境の改善まで行うことで、メンタルヘルス不調の予防を強化する。
- ・「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」（令和2年厚生労働省告示第5号）に基づく取組をはじめ職場におけるハラスメント防止対策に取り組む。

(イ) (ア) の達成に向けて、局署が取り組むこと

- ・石川産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターを通じて、小規模事業場におけるメンタルヘルス対策の取組を引き続き支援する。
- ・事業協同組合、商工会、商工会議所等が、会員等にメンタルヘルス対策を含む産業保健に係るサービスを提供した場合における支援制度を周知する。
- ・ストレスチェックの実施や集団分析を促進するため、ストレスチェックの受検、集団分析等ができるプログラムを事業者を提供するとともに、その活用に向けて周知を図る。
- ・集団分析、職場環境改善の実施及び小規模事業場におけるストレスチェックの実施を促進するための方策を検討し、取り組む。
- ・健康経営の視点を含めたメンタルヘルス対策に取り組む意義やメリット（欠勤、プレゼンティーズム、経営損失の防止等）について、経営層に対する意識啓発の強化を図る。
- ・小規模事業場を中心とした好事例の周知啓発を図る。
- ・職場におけるハラスメント防止対策の取組の周知を図り、これら対策の推進を図る。

イ 過重労働対策

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置に基づき、次の措置を行う。
 - ① 時間外・休日労働時間の削減、労働時間の状況の把握、健康確保措置等
 - ② 年次有給休暇の確実な取得の促進
 - ③ 勤務間インターバル制度の導入など労働時間等設定改善指針(平成 20 年厚生労働省告示第 108 号)による労働時間等の設定の改善
- ・長時間労働による医師の面接指導の対象となる労働者に対して、医師による面接指導や保健師・看護師等の産業保健スタッフによる相談支援を受けるよう勧奨する。

(イ) (ア) の達成に向けて、局署が取り組むこと

- ・過労死等防止対策推進法(平成 26 年法律第 100 号)に基づき令和 3 年 7 月 30 日に閣議決定された「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づく長時間労働の削減のための取組を基本として、次の取組を進める。
 - ① 過重労働が疑われる事業者への監督指導の徹底、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」の周知・指導等に、引き続き取り組む。また、令和 6 年 4 月から、時間外労働の上限規制が適用される医師、建設業、自動車運転者等について、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律及び関係法令における改正内容の周知・指導等に取り組む。特に、運輸業・郵便業においては全業種の中で最も脳・心臓疾患による労災支給決定件数が多いことから「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準(令和 4 年 12 月 23 日厚生労働省告示第 367 号)」の周知、指導等に取り組む。また、医師については「医師の労働時間短縮等に関する指針」(令和 4 年厚生労働省告示第 7 号)に基づき、引き続き労働時間の短縮に向けた取組を進める。
 - ② 事業者が医師による面接指導の対象となる長時間労働者に面接指導が勧奨できるよう、制度の趣旨や必要性について効果的な周知方法を検討し、事業者への周知に取り組む。
- ・「過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究」(過労死等防止調査研究センター実施)における研究成果を踏まえた業種別・職種別の防止対策の周知に取り組む。

ウ 産業保健活動の推進

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・事業場ごとの状況に応じた産業保健活動を行うために必要な産業保健スタッフを確保し、労働者に対して必要な産業保健サービスを提供するとともに、産業保健スタッフが必要な研修等が受けられるよう体制を整備する。
- ・治療と仕事の両立に関して、支援が必要な労働者が申し出し易いように、労働者や管理監督者等に対する研修等の環境整備に取り組む。
- ・事業者及び労働者は、医療機関や支援機関等の両立支援コーディネーターを積極的に活用し、治療と仕事の両立の円滑な支援を図る。

(イ) (ア) の達成に向けて、局署が取り組むこと

- ・健康経営の視点を含めた産業保健活動に取り組む意義やメリットについて、経営層に対する意識啓発の強化を図る。
- ・企業や医療機関及び労働者本人を対象とした「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」等の周知啓発を強化するとともに、「両立支援コーディネーター」の活動状況を把握した上で、更なる活用を図る。
- ・石川産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターにより、中小企業を中心とする産業保健活動への支援を、引き続き実施する。
- ・事業協同組合、商工会、商工会議所等が、会員等にメンタルヘルス対策を含む産業保健に係るサービスを提供した場合における国による支援制度を周知する。【再掲】

(8) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

ア 化学物質による健康障害防止対策

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・化学物質を製造、取扱い、又は譲渡提供する事業者における化学物質管理者の選任及び外部専門人材の活用による次の2つの事項を的確に実施する。
 - ① 化学物質を製造する事業者は、製造時等のリスクアセスメント等の実施及びその結果に基づく自律的なばく露低減措置の実施、並びに譲渡提供時のラベル表示・SDSを交付する。SDSの交付にあたっては、必要な保護具の種類も含め「想定される用途及び当該用途における使用上の注意」を記載する。
 - ② 化学物質を取り扱う事業者は、入手したSDS等に基づくリスクアセスメント等の実施及びその結果に基づく自律的なばく露低減措置を実施する。

(イ) (ア) の達成に向けて、局署が取り組むこと

- ・改正された化学物質関連規則について、関係事業者等への周知を徹底し、施行後の規則の遵守の徹底を図る。

- ・業種別の特徴を捉えた中小事業者向けの化学物質管理に係る相談窓口・訪問指導・人材育成（講習会）の機会を周知する。

イ 石綿、粉じんによる健康障害防止対策

（ア）労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・適正な事前調査のため、建築物石綿含有建材調査者講習修了者等の石綿事前調査に係る専門性を持つ者による事前調査を確実に実施する。
- ・石綿事前調査結果報告システムを用いた事前調査結果の的確な報告及び事前調査結果に基づく適切な石綿ばく露防止対策を実施する。
- ・解体・改修工事発注者による、適正な石綿ばく露防止対策に必要な情報提供・費用等の配慮について、周知を図る。
- ・粉じんばく露作業に伴う労働者の健康障害を防止するため、粉じん障害防止規則その他関係法令の遵守のみならず、第10次粉じん障害防止総合対策に基づき、粉じんによる健康障害を防止するための自主的取組を推進する。
- ・トンネル工事を施工する事業者は、所属する事業場が転々と変わるトンネル工事に従事する労働者に対する健康管理を行いやすくするため、「ずい道等建設労働者健康管理システム」に、労働者のじん肺関係の健康情報、有害業務従事歴等を登録する。

（イ）（ア）の達成に向けて局署が取り組むこと

- ・「石川労働局石綿ばく露防止対策店社指導5か年計画」（令和4年9月21日付石労基発0921第2号）に基づき、石綿障害予防規則の遵守の徹底を図る。
- ・石綿事前調査結果報告システムの運用、ポータルサイトによる情報発信の拡充を図る。
- ・改正石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）や最新の分析方法などの知識を提供するため講習会を実施する。
- ・建築物石綿含有建材調査者講習等の講習機会を十分に提供するよう、関係機関へ引き続き要請を行う。
- ・改定される建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル等の周知を行う。
- ・解体・改修工事発注者（個人住宅の施主を含む）による取組を強化するため、関係省庁との連携や発注者の配慮義務にかかる周知等を図る。
- ・第10次粉じん障害防止総合対策に基づき、呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用の推進等に取り組む。
- ・所属する事業場が転々と変わるトンネル工事に従事する労働者のずい道等建設労働者健康情報管理システムを周知し、トンネル工事に従事した労働者の健康管理の充実を図る。

ウ 熱中症、騒音による健康障害防止対策

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・「熱中症予防基本対策要綱」を踏まえ、暑さ指数の把握とその値に応じた措置を適切に実施する。あわせて、作業を管理する者及び労働者に対してあらかじめ労働衛生教育を行うほか、衛生管理者などを中心に事業場としての管理体制を整え、発症時・緊急時の措置を確認し、周知する。その他、熱中症予防に効果的な機器・用品の活用も検討する。
- ・労働者は、熱中症を予防するために、日常の健康管理を意識し、暑熱順化を行ってから作業を行う。あわせて、作業中に定期的に水分・塩分を摂取するほか、異変を感じた際には躊躇することなく周囲の労働者や管理者に申し出る。
- ・労働者の騒音障害を防止するために、「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づき、作業環境測定、健康診断、労働衛生教育等に取り組む。

(イ) (ア) の達成に向けて、局署が取り組むこと

- ・事業者の熱中症予防対策の実施を促進するために、日本工業規格（J I S）に適合した暑さ指数計や熱中症予防に効果的な機器・用品の普及を図る。あわせて、熱中症予防対策への理解を深めるために、先進的な取組の紹介や労働者等向けの教育ツールの提供を行うほか、「職場における熱中症予防基本対策要綱」の周知・指導を行う。
- ・労働者の騒音障害を防止するために、「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく事業者の取組に係る指導を行う。また、測定に関する支援等のため関係資料等を周知する。

エ 電離放射線による健康障害防止対策

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・東京電力福島第一原子力発電所での緊急作業に従事した労働者に対して、「原子力施設等における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針」（平成 27 年 8 月 31 日健康の保持増進のための指針公示第 6 号）に基づく健康管理を実施する。
- ・医療従事者の被ばく線量管理及び被ばく低減対策の取組を推進するとともに、被ばく線量の測定結果の記録等の保存について管理を徹底する。

(イ) (ア) の達成に向けて局署が取り組むこと

- ・東京電力福島第一原子力発電所での緊急作業に従事した労働者に対して、離職後を含めて長期的に被ばく線量等を追跡できるデータベースを活用し、健康相談の場の周知等の長期的な健康管理対策を着実に実施する。
- ・医療機関に対して、放射線被ばく管理に関する労働安全衛生マネジメントシステムの導入を支援する。